

外国人労働者雇用実態調査業務 仕様書

平成 31 年 4 月 12 日
(公財) 岩手県国際交流協会

この仕様書は、公益財団法人岩手県国際交流協会（以下「協会」という。）が実施する「外国人労働者雇用実態調査業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、協会が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 本業務の目的

出入国管理及び難民認定法の改正により、受入拡大が見込まれる外国人労働者の受入体制整備に向け、県内企業の外国人労働者の雇用実態及び日本語学習環境等を含む生活状況に関するニーズを把握し、岩手県の労働政策等に寄与する基礎データを収集する。

(2) 本業務の概要

県内事業所に対して外国人労働者の雇用実態及び日本語学習環境等を含む生活状況に関するアンケート調査を実施して調査結果のデータを集計し、アンケート調査結果及びデータ集計結果を協会に納品する。

(3) 業務件名及び数量

外国人労働者雇用実態調査一式

(4) 委託期間

契約締結の日の翌日から平成 31 年 10 月 31 日（木）まで

(5) 委託料の上限額

3,600 千円以内（税込）

2 本業務の内容

(1) 調査対象

岩手県内に所在する事業所（県外本社の工場等を含む）

(2) 調査事業所数

2,000 事業所以上

(3) 主な業務の内容

- ア アンケート用紙の設計・作成・発送・回収
- イ アンケート集計
- ウ 集計報告書の作成

(4) 調査の条件

- ア 県内事業所データの準備
調査に必要な県内事業所のデータは受託者が準備すること。

なお、協会から県内事業所データについて別途追加する場合があること。

イ 調査対象事業所の抽出方法

- ・ 業種は、「農業、林業」、「漁業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）」「医療、福祉」の大分類 12 業種の区分ごとに適切に配分すること。
- ・ 従業者規模の区分（1～9 人、10～29 人、30～49 人、50～99 人、100～299 人、300 人以上）ごとに適切に配分すること。
- ・ 「いわて県民計画」の地域区分（県北広域振興圏、県央広域振興圏、沿岸広域振興圏、県南広域振興圏）ごとに適切に配分すること。

(5) 調査項目

調査項目は概ね以下のとおりであるが、外国人労働者の雇用実態及び日本語学習環境等を含む生活状況及び課題を把握するために、必要かつ効果的な調査内容（質問内容等）を提案すること。

- ① 企業概況
- ② 外国人労働者の雇用状況
- ③ 外国人労働者の日本語学習・生活状況
- ④ 今後の外国人雇用について
- ⑤ 受入課題や行政等に対する要望

(6) アンケートの設問数

アンケートの設問数は、25 問～30 問程度とし、A 4 サイズ 4 枚程度とする。

(7) 調査方法

- ア 調査項目及びアンケート用紙の様式については、協会と協議した上で決定する。
- イ アンケート用紙は、郵送配布を原則とするが、回収方法については、郵送回収に限るものではない。
- エ 回収率は約 20%以上を目標とする。

(8) 集計方法

- ア 設問ごとの集計を行うこと。
- イ 設問ごとに、業種・従業員規模・地域の各区分について単純集計及びクロス集計を行うこと。
- エ 集計結果を基にデータ加工、数表等の作成を行うこと。

(9) 留意事項

- ア 費用負担について
本業務にかかる費用については、全て受託者が負担するものとする。
- イ その他
この仕様書に定めのない事項、及びこの仕様書により難しい事項が生じた場合には、発注者及び受託者協議のうえ別途定める。

3 成果品等

(1) 成果品

成果品として、下記のものを入納すること。なお、電子ファイルについては、CDROM等の一般的な記録媒体に整理・保存して入納すること。

- ア 調査原票（紙媒体及び Adobe PDF 形式）
- イ 調査結果入力データ（Microsoft Excel 形式）
- ウ 集計報告書（Microsoft Word 形式）

(2) 成果品入納場所

公益財団法人岩手県国際交流協会

〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通 1-7-1

いわて県民情報交流センター（アイーナ）5階 国際交流センター内

(3) その他

本調査の実施に関して、調査先の事業所と紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応し、協会は責任を負わないこと。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは実施等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 協会は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 協会は、4の(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から10日以内にその結果を協会に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から管理者に移転することとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成13年3月30日岩手県条例第7号)を遵守しなければならない。

(7) その他

この仕様書に定めのない軽微なものについては、協会の指示に従うこと。